

7新食第2810号  
令和8年3月31日

# 登録更新通知書

公益財団法人日本油脂検査協会  
理事長 中津川 研一 殿

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第17条第2項において準用する同法第16条第1項の規定に基づき、登録認証機関として登録が更新されたのでお知らせします。

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）

- 1 登録更新年月日：令和8年3月30日
- 2 登録更新番号：第43号
- 3 認証を行う農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分：  
食用植物油脂
- 4 認証を行う区域：国内及び外国
- 5 認証を行う事業所の所在地：東京都江東区新大橋1丁目8番2号
- 6 登録の有効期間：令和12年3月29日まで